

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

医療用物資の国備蓄品の売却について (その 2)

医療用物資の国備蓄品の売却については、令和 5 年 2 月 17 日付日医発第 2184 号 (健Ⅱ) (地域) 等をもって貴会宛ご連絡したところです。

今般、厚生労働省より本会に対し、アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの国備蓄品の売却の詳細について事務連絡がなされ、周知方依頼がありました。

本事務連絡の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○国からの売却は一般競争入札を通じて販売業者等 (入札参加資格を取得した医療機関を含む) に対し実施され、医療機関等は落札した販売業者等から購入することが想定されていること。

○売却実施のスケジュール：

- 4 月 21 日 売却の入札公告を実施
- 5 月 11 日 売却入札の応札書類の提出期限
- 5 月 16 日 開札、落札者 (買受人) 決定 (予定)
- 6 月以降
 - ・買受人 (販売業者等) は国と売買契約を締結し、契約金額を納付。
 - ・売却製品の国から買受人への引渡しを開始。
 - ・その後、その売却製品を買受人が医療機関等に販売し、納品することを想定。

※アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、売却製品を 2 回の売却入札に振り分け、売却入札を 2 回実施する予定であり、今回は 1 回目の売却入札として実施する。
2 回目の売却入札は本年 5 月頃に入札公告を予定。

※今回の売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年 6 月頃に「公募」の仕組みにより、購入希望口数 (数量) により応募する口数制で再度売却に付する予定。

○厚生労働省事務連絡添付資料

- ・ (別紙資料 1) 医療用ガウン、手袋等の備蓄物資の売却について
- ・ 医療用ガウン、手袋等の備蓄物資売却のスケジュール
- ・ (参考) PPE (個人防護具) の備蓄の方針について
- ・ 国備蓄製品カタログ (医療用ガウン、医療用手袋、N95 マスク、医療用フェイスシールド)
- ・ 別添：売払対象物品一覧 (医療用ガウン、医療用手袋、N95 マスク、医療用フェイスシールド)

○厚生労働省 HP 物品 政府調達対象外 入札公告

https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsu_jouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html



事務連絡
令和5年4月21日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部物資班

医療用物資の国備蓄品の売却について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資の国備蓄品の売却については、令和5年2月16日付当班事務連絡及び同年3月9日付当班事務連絡により、サージカルマスクの売却について周知等をさせていただき、実施してきました。

また、同年2月16日付当班事務連絡において、サージカルマスク以外の4物資（アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールド）の国備蓄品の売却の詳細につきましても、改めてご提示させていただくこととしておりましたが、今般、4物資の売却入札を下記により実施することとしましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的内容、趣旨等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知をいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 備蓄品売却の趣旨等

医療用物資については、令和2年3月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布を実施。医療用物資が不足する緊急事態において医療体制を確保し、医療従事者・国民の生命健康を守る役割を担ってきた。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えている。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていく

とともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施する。国の医療用物資の備蓄のうち、使用期限切れまで 1 年程度の製品等を対象に売却を実施して、その有効活用を図っていくこととしており、今回の医療用物資の売却の実施も、このような備蓄事業の円滑な運営に寄与するものである。

なお、売却に当たっては、一般競争入札や公募の仕組みによることを通じて、適正な価格で売却放出を実施していくこととしている。

2 アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの売却の具体的内容、手続等

① 売却実施の枠組み

アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの国備蓄品の売却について、一般競争入札により以下のように実施する。

売却実施の枠組み、今後のスケジュール等については、別紙資料 1 に整理しているので、ご参照いただきたい。

アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、売却製品を 2 回の売却入札に振り分け、売却入札を 2 回実施する予定であり、今回は 1 回目の売却入札として実施する。アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の 2 回目の売却入札は本年 5 月頃の入札公告を予定しており、その具体的内容、スケジュール等については、改めてご提示させていただきたい。

また、売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年 5 月頃に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。

ア 売却対象製品

各物資の売却対象製品について別紙資料でカタログ、別紙資料 3 で製品リストを整理しているので、ご参照いただきたい。

イ 売却単位

別紙資料 3 の売却対象製品のリストにあるように、型式、使用期限、保管場所等により売却対象製品を区分し、その区分（売却単位）ごとに売却入札を実施する。応札・購入は、売却単位ごとに実施する。

ウ 入札公告及び応札期限等

(1) 入札公告：本年 4 月 21 日

(2) 応札期限：本年 5 月 11 日

※開札、落札者（買受人）決定：本年 5 月 16 日（予定）

エ 国からの購入方法

今回、売却に付された各物資の国備蓄品を国から購入する場合、国の売却入札の手続に参加していただく必要がある。応札の具体的な手続等については、厚生労働省ホームページの調達情報 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-

gp-nyusatu/index.html)に掲載する入札公告（各物資の売払契約）及び入札説明書を参照していただきたい。入札説明書は、入札公告（各物資の売払契約）において、閲覧することができる。なお、応札には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

オ 売却製品の納品

売却製品は、4 物資の全部の製品について国がその負担で、売却入札での買受人（販売業者等。ただし、医療機関等が応札して買受人となった場合は、当該医療機関等）に配送する「配送方式」とし、原則、週 1 回で 10 回以内の配送を行うこととしており（買受人の希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする）、配送頻度を引き上げるとともに、配送数量を小口化する。

売却製品の引渡しは、国との売買契約締結後、契約金額の納付を経て行うこととしており、売却入札での開札、落札者（買受人）決定後、概ね 1 ヶ月程度を目途に開始されると見込んでいる。その後、その売却製品を買受人（販売業者等）が医療機関等に販売し、納品することを想定している。

② 売却実施のスケジュール

4月21日 売却の入札公告を実施

5月11日 売却入札の応札書類の提出期限

5月16日 開札、落札者（買受人）決定（予定）

6月以降 売買契約を締結し、契約金額を納付。売却製品の国から買受人（販売業者等）への引渡しを開始。その後、その売却製品を買受人が医療機関等に販売し、納品することを想定。

※アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、売却製品を 2 回の売却入札に振り分け、売却入札を 2 回実施する予定であり、今回は 1 回目の売却入札として実施する。2 回目の売却入札は本年 5 月頃に入札公告を予定。

※今回の売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年 6 月頃に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。

(別紙資料1) 医療用ガウン、手袋等の備蓄物資の売却について

- 国として継続的にPPE（個人防護具）の備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして、PPE備蓄物資の売却放出を実施する。
- アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールドの備蓄物資について、一般競争入札により売却を実施する。

<医療用ガウン、手袋等の備蓄物資の売却>

- アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールドの備蓄物資について、売却入札を開始。 ※入札公告:4月21日、応札期限:5月11日

※別紙資料2の売却対象製品リストにあるように、型式、使用期限、保管場所等により製品を区分し、その区分（売却単位）ごとに売却入札を実施する。 応札・購入は、売却単位ごとに実施する。

※売却入札を通じて、国から卸業者等に適正な価格で売却放出を実施する。 医療機関が入札参加資格を取得して、購入することも可能。

※医療機関等は、卸業者等からその設定する販売価格で購入することを想定。（参考）昨年の非滅菌手袋備蓄物資の売却では、医療機関への卸業者等からの販売価格で、通常より安価な設定もされている。

<今回の売却での納品方法の改善>

- 全部の製品（売却単位）について、国がその負担で買受人に配送する「配送方式」とする。 ※送料無料とする。
- 配送頻度については、各回の配送の日時・数量を固定的にした上で、週1回に引き上げる。 配送回数については、10回以内で設定する。→原則、10回（10週）以内で、週1回配送。ただし、希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする。

(実施例)

- ・ アイソレーションガウン2万枚を納品する場合
売買契約後、10回（10週）で週1回配送し、1回の配送で2000枚を国の負担で配送。

医療用ガウン、手袋等の備蓄物資売却のスケジュール

<アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールドの備蓄物資売却のスケジュール>

- 4月 ○売却の入札公告を実施（4月21日）
 ※応札期限5月11日
- 売却入札の開札、落札者（買受人）決定（5月16日）（予定）
- 5月以降 ○売買契約を締結し、契約金額の納付。その後、売却入札の落札者（卸業者等）への売却製品の引渡しを開始。
 ※全部の製品について10回（10週）以内で週1回、国の負担で落札者（買受人）に配送。
 ※希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする。
- 売却入札の落札者（卸業者等）から購入希望医療機関に売却製品を販売し、納品。

※アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、売却製品を2回の売却入札に振り分け、売却入札を2回実施する予定であり、今回は1回目の売却入札として実施する。2回目の売却入札は本年5月頃に入札公告を予定。

※今回の売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年6月頃に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。

(参考) PPE (個人防護具) の備蓄の方針について

- 国のPPEの備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、メーカー、卸業者といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要。
 - 今後においても、国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施。
 - 備蓄水準 (必要量) の1/4のPPEを毎年度購入し、備蓄水準の1/4を毎年度売却放出する。
- ※ 備蓄のうち、使用期限切れまで1年程度の製品等を売却して、有効活用を図る。
→ 売却の実施は、備蓄事業の円滑な運営に寄与するもの。売却の実施を通じて、国として継続的な備蓄の確保を推進していく。

<調達・売却の実施>

